

胚（受精卵）凍結保管についての当院の規定（医学的適応）

<凍結の開始時>

- 胚の凍結保管期間は、凍結日から1年です。
（例：2019年5月10日に凍結開始の場合、2020年5月9日までが保管期間です）
以降1年毎に凍結延長保管費用が必要です。
（胚の凍結保管費用、凍結延長保管費用については料金一覧表参照）

- 胚の凍結保管費用は、凍結開始後2週間以内に支払っていただきます。

<患者様から当院への連絡義務>

※当院から患者様に、凍結延長されるか終了されるかの連絡をする義務はありません。

- ①保管期間満了までに、凍結保管期間を延長するか終了するかを、必ず当院に連絡しなければなりません。

*万が一、保管期間内に連絡がなく、保管期間を過ぎて延長を終了する場合は、凍結保管延長料金が発生します。

- ②連絡先（住所や電話番号）が変更になる場合は、変更後1か月以内に当院に連絡してください。
何の意思表示もなく、夫婦の連絡先が不明となり、連絡が取れない場合処分権を放棄したものとみなし胚は保管終了とします。

- ③離婚または事実婚を解消した場合や配偶者が死亡した場合は、1か月以内に当院に連絡し、当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。
これは、日本産科婦人科学会の会告『凍結された胚の保存期間は、被実施者夫婦が夫婦として継続している期間であって、かつ卵子を採取した女性の生殖年齢をこえないこととする。』に従うものです。
この場合、または、当院が離婚または事実婚の解消や死亡の事実を確認した場合、胚は保管終了とします。

- ④事実婚夫婦が婚姻した場合も、すみやかに当院に連絡してください。

- ⑤夫婦の一方が行方不明になった場合も、1か月以内に当院に連絡してください。

行方不明の間は、保管中の胚は行方不明でない配偶者に帰属します。

しかし、この間は夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植は実施できません。

- ⑥夫婦の少なくともどちらかが、凍結胚の移植を希望されない場合は、その時点ですみやかに当院へその旨を必ず申し出てください。

- ⑦夫婦の一方が保管終了を希望した場合は、その時点ですみやかに当院へその旨を必ず申し出てください。胚は保管終了とします。

<延長>

- ①凍結の延長を希望する場合は、保管期間満了までに、当院所定の書類に署名し当院へ提出し、当院の定める延長費用を支払わなければなりません。（料金一覧表参照）

- ②凍結延長保管費用は、凍結延長開始日の1週間前までに、1年分を前払いしていただきます。

- ③凍結期間内であっても、妻が生殖年齢(当院の場合は50歳)を超えた場合は、凍結期間の延長は受け付けません。

- ④胚の凍結保管期間中に、当院で定める延長費用や保管期間に改定があった場合は、保管期間の延長手続き時から、改定された最新の延長費用や保管期間が適用されます。

<終了>

- 保管終了を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。

<凍結融解胚移植を希望する場合>

- 凍結融解胚移植を希望する時は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。